

平成 〇〇年 (●) 第〇〇号

決 定

請 求 人

上記の者に対する公務執行妨害被告事件（平成28年（あ）第154号）について、平成28年3月29日当裁判所がした上告棄却の確定決定に対し、再審の請求があったので、当裁判所は、検察官及び請求人の意見を聴き、次のとおり決定する。

主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求は、刑訴法436条1項所定の事由の主張がなく、不適法である。よって、同法446条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成29年 3 月23日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小 貫 芳 信

裁判官 鬼 丸 か お る

裁判官 山 本 庸 幸

裁判官 菅 野 博 之

これは謄本である。

平成29年3月23日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官

